

庄原市長 新規・追加・訂正
令和 年 月 日提出

整理番号	指定番号
※	

給与の支払期間	令和 6 年 1 月から 令和 6 年 12 月まで	
給与支払者の個人番号又は法人番号	フリガナ	
給与支払者の氏名又は名称	フリガナ	
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称	フリガナ	
同上の所在地	〒	
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	フリガナ	
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	課 係	フリガナ (電話)
関与税理士氏名	氏名 (電話)	フリガナ (電話)
	事業種目	受給者総人員 人
	特別徴収対象者	人
	普通徴収対象者(うち退職者)	人
	普通徴収対象者(退職者を除く)	人
	報告人員の合計	人
	所属 税務署名	税務署
	給与の支払方法及びその期日	
	事業所への納入書の送付	要・不要 (el-tax・口座振替で不要の場合は不要に○)

給与支払報告書（総括表）記載要領

- この給与支払報告書（以下「支払報告書」という。）は、地方税法（以下「法」という。）第317条の第6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。
- 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により関係市町村に支払報告書を提出してください。
 - (イ) 1月1日現在において給与の支払を受けている者 1月31日まで
 - (ロ) 給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなったもの（以下「退職者」という。）退職した年の翌年の1月31日まで
- 「指定番号」欄には、庄原市が定める指定番号を記載してください。
- 「給与の支払期間」欄には、「報告人員の合計」欄で計上された人員に対して給与を支払った期間を記載してください。
- 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、経理責任者の職氏名を記載してください。給与支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載してください。
- 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
- 「関与税理士氏名」の欄には、税理士等が給与支払報告書を作成する場合に、給与支払報告書に関する問い合わせ先の氏名及び電話番号を記載してください。
- 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等からの給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
- 「特別徴収対象者」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の人員（普通徴収により徴収する者を除く）を記載してください。
- 「普通徴収対象者（退職者）」の欄には、普通徴収の対象となる人員のうち退職者（昨年中に退職された人員及び1月1日現在在職しているが、5月31日までに退職予定の人員）の人員を記載してください。
- 「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄には、普通徴収の対象となる人員のうち退職者を除いた人員を記載してください。
- 「報告人員の合計」の欄には、提出先に市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する人員（「特別徴収対象者」欄「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄、「普通徴収対象者（退職者）」欄の人員の合算）を記載してください。
- 「給与の支払い方法及びその期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。
- ※の欄は、記載しないでください。

キリトリ線 ※キリトリ線に沿って切り取って提出ください

普通徴収 切替理由書（兼 仕切紙）

庄原市長 宛

指定番号	
事業所名	

令和7年度（令和7年6月以降）に特別徴収ができない給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は次のとおりです。

普通徴収切替理由	記号	略号	人数
退職した方又は定年、卒業等で令和7年5月末日までに退職予定の方（産休、疾病等休職で給与支給の予定が無い方を含む）	A	退職等	人
毎月の給与支給額が少なく、特別徴収しきれない方（例：年間の給与支給額が93万円以下）	B	少額	人
給与が毎月支給されない方（不定期支給）	C	不定期	人
他の事業主から特別徴収されている方（乙欄該当者）	D	乙欄	人

普通徴収対象者 合計人数	人
--------------	---



切替理由書のほか、対象者の個人別明細書の摘要欄に該当するA～Dの記号と略号を必ず記入してください。

※普通徴収切替理由書の提出がない場合は、原則、特別徴収対象者に指定します。
※全員を特別徴収とする場合は、普通徴収切替理由書の提出は不要です。